

薬生食輸発0709第2号  
平成30年7月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(カナダ産小麦のMON71200)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：平成30年7月2日付け薬生食輸発0702第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、カナダ食品検査庁が、我が国で安全性未審査のグリホサート耐性遺伝子組換え小麦を発見したことを受け、当該遺伝子組換え小麦の検査方法について、平成30年7月9日付け生食発0709第6号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」にて通知されたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正し、カナダ産小麦のうち、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）に基づく契約分については、別紙のとおりとする。

また、食糧法に基づく契約分以外であって、遺伝子組換え小麦の混入の有無が検査等により確認されていない輸入届出があった場合は、当面の間、MON71200に係る自主検査を実施することとし、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、MON71200に係る行政検査を実施することとするので、御了知の上、対応方よろしく願います。

なお、本通知をもって、平成30年6月28日付け薬生食輸発0628第1号「カナダ産小麦の取扱いについて」は廃止する。

記

- 「Ⅲ 農産食品のモニタリング検査実施要領」の「2 検査項目、検査件数」  
「(4) 穀類、豆類及び種実類」「オ. 安全性未審査の遺伝子組換え食品」に  
「(エ) MON71200：カナダ産小麦 59件。なお、管理室から別途指示する対象船舶について検査を実施する。」

を追加する。

2. 「IV－vi 遺伝子組換え」の「1 対象食品等」「(2) 検査項目及び検査件数」の

エ. MON71700及びMON71800

検査件数は米国産小麦 59件とする。なお、管理室から別途指示する対象船舶について検査を実施する。┌

を

エ. MON71200、MON71700及びMON71800

MON71200の検査件数はカナダ産小麦 59件、MON71700及びMON71800の検査件数は米国産小麦 59件とする。なお、管理室から別途指示する対象船舶について検査を実施する。┌

に改め、「2 検査方法」の「(1) 検体の採取」及び「(2) 試験方法」の

┌ 「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」(平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正：平成29年8月31日付け生食発0831第6号) ┌

を

┌ 「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」(平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正：平成30年7月9日付け生食発0709第6号) ┌

に改める。